

令和5年10月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東海市長 花田 勝重

市町村名 (市町村コード)	東海市 (232220)
地域名 (地域内農業集落名)	北地区・南地区 北地区(名和前北・一番畑・三ツ屋・上名和・北脇・南脇・高根・渡内・寺中・加家・平島・清水・木庭・富田・姫島・藤塚・新宝、東海) 南地区(南加木屋・仲新田・中部・向山・本郷・木田・大田・高横須賀・養父・横須賀・元浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区(北地区・南地区)は、全国的にも課題となっている高齢化が進み、そのような状況の中、担い手不足などが深刻化している。また、それに伴い遊休農地の増加及び大規模な開発が進展し、耕作していなかった農地が転用され、農地以外の用途に利用されることなどの課題がある。昨今は、開発による影響で鳥獣による農作物の被害が多発している。

このため、遊休農地の解消のため、国や県、関係機関と連携して農家へ農用地等の管理の適正化を啓発し、担い手等に農地の利用集積を図るため、農地中間管理事業の利用を推進する。さらに、適正な土地利用を推進するため、排水機場等の農業用施設の適切な維持管理を実施する。

【基礎データ】(農林業センサス2020より) ※令和2年度
総農家数:798戸(うち、農業経営体数:489経営体)
農業経営体数の年齢状況:70歳以上 49.9%(うち、75歳以上 34.6%)
主な作物:洋ラン・ふき・タマネギ

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市の農業振興における課題解決に向けて、スマート農業など働きやすさや魅力がアップする手法を実践する必要があると考えており、その試験的箇所として、向山地区・木田北部地区を中心としたモデルエリアを設定し、スマート農業のモデルエリアとしての実践を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	368 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	368 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地を、重点的な農業上の利用が行われる区域とする。また、農用地以外の農地は、保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に地域事情を考慮しながら団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向を把握し、状況に応じて段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針 現在実施中の木田北部土地改良事業(令和8年度事業完了予定)をもって、基盤整備事業に関する予定はしていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 愛知県や東海市・JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産可能な農地をあっせんし、相談から就農まで切れ目が無い支援を実施。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 本市の農業の特色として、園芸施設農業が多いことや、少ない面積で高収益を上げることができる高収益作物農家が多い。そのため、他県で実施されている大規模農業と同等の作業分業を必要としないことから、現在は農作業委託等を活用する予定はない。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農業者の安定収入及び生産意欲の高揚を図るため、農業被害防止のための鳥獣捕獲檻の捕獲許可を交付し、駆除に対する謝礼を支払うなど鳥獣駆除事業を進めると共に、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用を検討し、防止柵を設置するなど鳥獣が進入しにくい環境作りを進める。
- ②食品の安全性を高めるため、非散布型農薬等を使用した野菜栽培の推進により、農薬の少ない安全な農産物の生産を進める。
- ③モデルエリアを設定し、スマート農業の整備を進める。
- ⑤果樹農家の栽培技術改善等による生産拡大や品質向上を進める。
- ⑥本市の特色である施設園芸農家の生産振興を図るため、高騰している重油価格の一部を補助し、安定的な経営を進める。
- ⑧本市の特色である施設園芸農家の生産性向上を図るため、園芸用施設に係る経費の一部を補助し、施設の整備を進める。
- ⑨多面的機能支払交付金の該当地区において、安定的な農業経営が行える環境作りを進める。

※自治体を中心となって実施している取組であり、今後も地域移行する予定はない。